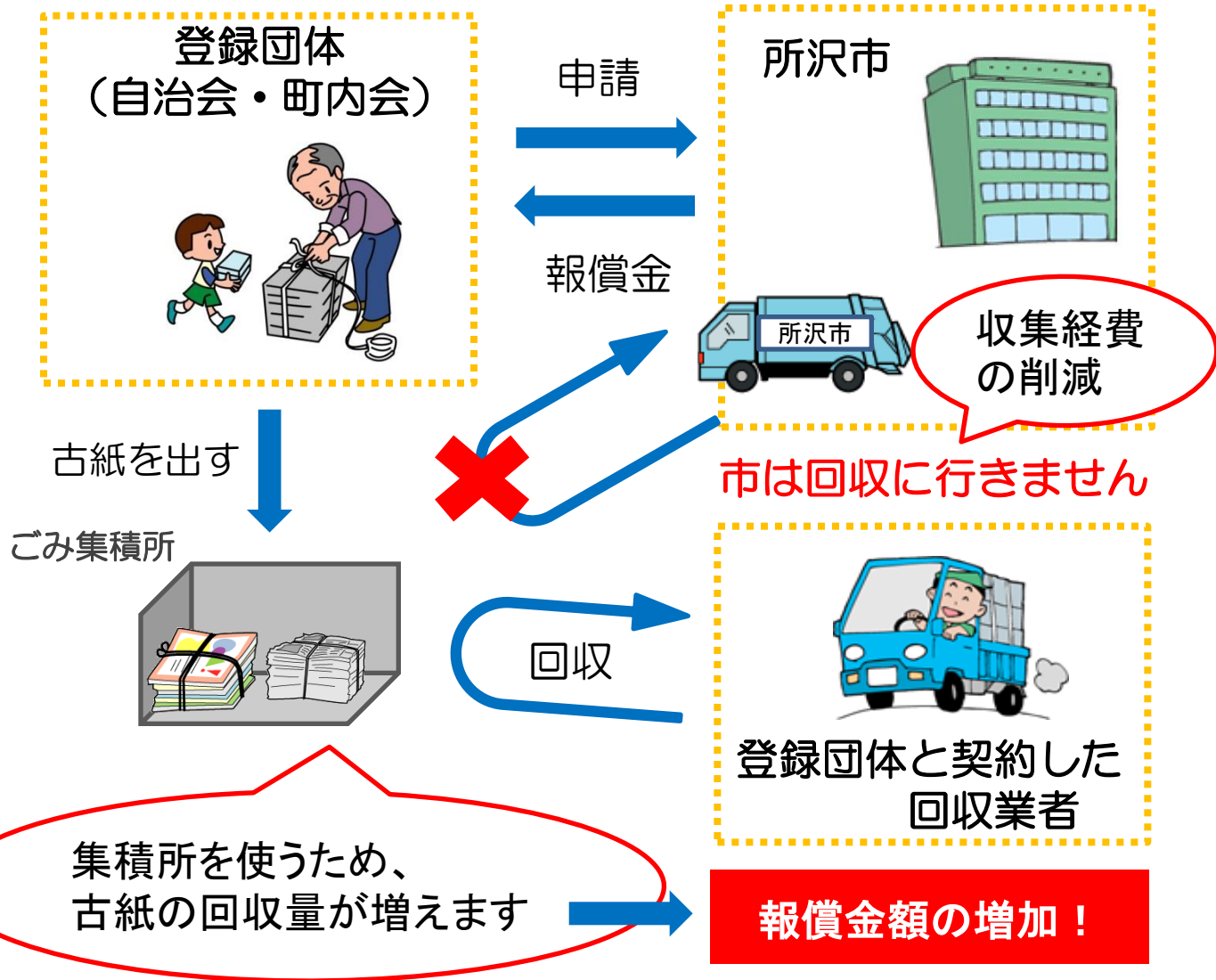


「行政回収に代わる集団資源回収」とは

自治会・町内会等の契約した回収業者が、「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の日に、所沢市に代わって集積所の古紙を回収します。



一方、通常の集団資源回収では、回収業者と所沢市がそれぞれに回収し、集積所に出された分は報償金の対象外です。

